

平成29年度 港区政策評価シート

1 政策名・所管部門

政策名	多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する	政策No.	1
所管部	街づくり支援部	関係部	環境リサイクル支援部

2 展開する施策の評価

	評価分布	
	S	3
	A	0
	B	0
	C	0
D	0	

3 主な施策の取組状況

①	施策名	まちの将来像を示す				評価	S
		成果目標		活動指標			
		住民、事業者、行政等がまちの将来像を共有し、連携してまちづくりが進んでいる		まちづくりガイドライン策定地区数			
		26(当初)	29(目標)	27(実績)	28(実績)	29(予測)	達成状況
		3地区	4地区	4地区	4地区	4地区	達成
	施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 「港区まちづくりマスタープラン」は、社会経済情勢が大きく変化したことから、平成29年3月に改定し、まちの将来像の実現に向け、総合支所と連携した地域特性に応じたまちづくりを多様な主体との協働により進めています。 平成26年度当初には3地区（環状2号線周辺地区／六本木・虎ノ門地区／田町駅西口・札の辻交差点周辺地区）を策定し、平成27年度に1地区（青山通り周辺地区）を加え、現在4地区のまちづくりガイドラインを策定しています。 平成29年度は三田・高輪地区で新たにガイドラインを策定するとともに、環状2号線周辺地区においては改定に向けた検討に着手します。 					
②	施策名	地域住民の発意と合意に基づく都市ルールの確立				評価	S
		成果目標		活動指標			
		地域住民の発意と合意に基づく地域にふさわしいまちづくりが進んでいる		地区計画が定められた区域数			
		26(当初)	29(目標)	27(実績)	28(実績)	29(予測)	達成状況
		29地区	36地区	31地区	33地区	38地区	達成
	施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 区内12地区において条例に基づくまちづくり組織が登録され、地域主体の活動が進められてきました。その結果、2地区でまちづくりルールが認定されたほか、市街地再開発事業に移行するなど、活動目的を達成した組織が4地区あります。活動団体への支援については、制度上の課題等運用面の改善を図り、地域主体のまちづくり活動を積極的に支援しています。 平成26年度当初には29地区の地区計画が定められ、平成28年度までの2ヶ年の4地区を加え、現在、33地区の地区計画の区域が定められています。 平成29年度はさらに5地区を予定するなど、区内各所で新たな街づくりが進められています。 					
③	施策名	事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献				評価	S
		成果目標		活動指標			
		事業者に対し、省エネルギー・省資源型、地域貢献施設の整備など、区が積極的に誘導することにより、暮らしやすく良好な環境が整備されている		生活に便利な施設の数（港区開発事業に係る定住促進指導要綱に基づく、スーパー、保育所等）			
		26(当初)	29(目標)	27(実績)	28(実績)	29(予測)	達成状況
		60施設	84施設	71施設	86施設	101施設	達成
	施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度当初には60施設の生活利便施設が設置されており、平成28年度までの2年間の新たな施設数を加え、現在、86の施設数となっています。 主に防災施設が多く、他にスーパーや医療施設、喫煙所、シェアサイクルポート等が見受けられます。 今後も「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」に基づき、良質な住宅や生活に便利な施設等の設置を要請してまいります。 					

4 予算額・決算額・執行率（単位：千円）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	46,712	34,232	39,446
流用・補正	△ 153	△ 30	—
決算額	40,238	27,842	—
執行率	86.4%	81.4%	—

予算・決算額の推移

・平成27、28年度でまちづくりマスタープランの改定業務が完了した一方で、平成29年度からは2地区のまちづくりガイドラインの改定、策定業務により予算額は増加しています。

5 政策を取り巻く社会状況等

社会状況等の変化

※基本計画策定時からの社会状況等の変化、国や他自治体の取組状況

・国家戦略特別区域法施行、東京都の都市計画区域マスタープランの改定などにより、東京圏の広域的な観点からも区内の国際ビジネス交流拠点の整備が推進されています。
 ・想定を超える人口増に対応する都市基盤や生活環境の水準を設定したまちづくりの必要性が生じています。
 ・広域交通ネットワーク強化に資するリニア中央新幹線の着手やJR・地下鉄新駅整備、BRT計画が進んでいます。
 ・熊本地震の発生により、さらに大地震への備えの重要性が高まっています。

区民の意見等

※区民アンケートや調査、区民から寄せられた意見等

・マスタープランの改定に伴う区民意向の把握にあたっては、高齢者も快適に暮らせるまちや災害に強く治安の良いまち、交通バリアフリーなどへの期待が寄せられました。
 ・地域のまちづくりの機運が高まっている新橋・虎ノ門地区の地権者などから、今後のまちづくりの具体的な施策について区に期待する声が多くあります。
 ・品川駅周辺や都市計画道路環状第4号線整備に伴う、生活環境の変化に対する不安の声が寄せられています。

6 一次評価（所管部門による評価）

政策の達成状況

・社会情勢の変化に対応した「港区まちづくりマスタープラン」の改定により、今後の個別のまちづくりや都市計画の方向性を示すことができました。
 ・青山通り周辺地区のまちづくりガイドラインを策定したことで、地域が主体となったまちづくり協議会の目的が達成されたこと、及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた方向性を示すことができました。

今後の方向性

重点的に取り組む施策・課題

・まちづくりマスタープランの将来都市像実現に向け、個別の計画やガイドラインの策定において、多様な人々やニーズにきめ細やかに対応していく必要があります。
 ・今後も地域主体のまちづくりを推進するため、まちづくりマスタープランやガイドラインの周知とともに地域の協議会の活性化を図っていく必要があります。
 ・定住促進指導要綱を保育所やサービス付き高齢者向け住宅などを重視した内容に改正したことで、地域の実情に合わせた生活に便利な施設の付置を目指します。

7 二次評価（港区行政評価委員会による評価）

■十分達成しています □概ね達成しています □達成が不十分です

政策の達成度

・活動指標「まちづくりガイドライン策定地区数」「地区計画が定められた区域数」「生活に便利な施設の数」については、指標が目標に達しており、成果目標は達成しています。
 ・「港区まちづくりマスタープラン」を改定し、将来を見据えた地区ごとのまちづくりや今後の都市計画の方向性を示したことは評価できます。

今後の方向性

重点的に取り組む施策・課題

・多様な人々がいきいきと暮らし、住みやすいまちにしていくためには、地域住民の意見を聞きながら地域主体のまちづくりを推進し、まちづくりマスタープランを着実に実行するとともに、適宜ガイドラインを定めるなど、引き続ききめ細やかなまちづくりを進めていく必要があります。

施策① まちの将来像を示す

施策担当課	都市計画課	関係課	—				評価 (S~D)	S
成果目標	住民、事業者、行政等がまちの将来像を共有し、連携してまちづくりが進んでいる							
活動指標	26(当初)	29(目標)	27(実績)	28(実績)	29(予測)	達成状況		
まちづくりガイドライン策定地区数	3地区	4地区	4地区	4地区	4地区	達成		
活動指標の説明、達成状況に関する特記事項	まちづくりガイドラインは、まちづくりの機運が高まっている地域について、マスタープランの目指すまちの将来像やまちづくりの考え方を区民・事業者・行政が共有し、配慮する事項を示すことで一体的、かつ計画的なまちづくりを進めるために策定する計画です。現在、当初の平成29年度目標の4地区での策定が達成されていますが、今後も地域の状況に応じて検討していきます。							
No.	施策の推進のため取り組んでいる事業							
1)	まちの将来像づくり						都市計画課	
	達成状況	港区のまちの将来像を示す「港区まちづくりマスタープラン」は、前計画から10年余りが経過し社会経済情勢が大きく変化したことから、平成29年3月に改定しました。						
	課題	改定したマスタープランに基づくまちづくりを進めるにあたっては、総合支所と連携しながら多様な主体との協働により、個別の計画や事業を着実に推進していく必要があります。						
2)	まちづくりガイドラインの策定と運用						都市計画課	
	達成状況	青山通り周辺地区においては、地域の発意による積極的なまちづくり活動を支援し、まちの動きに的確に対応しながら計画的なまちづくりを誘導していくため、平成27年10月にまちづくりガイドラインを策定しました。						
	課題	個別地域のまちづくりの動向や社会経済状況の変化を捉え、三田・高輪地区においては新たにガイドラインを策定するとともに、環状2号線周辺地区においては改定に向けた検討に着手します。						

施策②地域住民の発意と合意に基づく都市ルール確立

施策担当課	都市計画課	関係課	—				評価 (S~D)	S
成果目標	地域住民の発意と合意に基づく地域にふさわしいまちづくりが進んでいる							
活動指標	26(当初)	29(目標)	27(実績)	28(実績)	29(予測)	達成状況		
地区計画が定められた区域数	29地区	36地区	31地区	33地区	38地区	達成		
活動指標の説明、達成状況に関する特記事項	東京2020大会を契機とした街づくりやこれまで計画的に進められてきた地区の街づくりの熟度の高まりから、平成27年度前後からの地区計画の策定数が伸びています。							
No.	施策の推進のため取り組んでいる事業							
1)	「港区まちづくり条例」に基づく仕組みの活用						都市計画課	
	達成状況	これまで区内12地区においてまちづくり組織が登録され、ハード・ソフトの両面で地域主体の活動が進められてきました。その結果、2地区でまちづくりルールが認定されたほか、市街地再開発事業に移行するなど、活動目的が達成された組織が複数見られます。						
	課題	活動団体への支援については、各総合支所の制度運用における課題等を定期的に情報共有し、随時運用面の改善を図りながら、地域主体のまちづくり活動を積極的に支援していく必要があります。						
2)	地区計画の策定						都市計画課	
	達成状況	平成27年度及び平成28年度では4地区の地区計画を新たに定めました。平成29年度はさらに4地区を予定するなど区内各所で新たな街づくりが進められています。特に、国家戦略特区を活用した大規模な都市計画事業がみられます。						
	課題	区内の開発事業はデベロッパーが主体となって調整することが多いため、住民自らが暮らす街の在り方について住民自らが主体的に参画し、十分な理解と情報共有を踏まえて、都市計画決定手続に進んでいけるように区も誘導していく必要があります。						

施策③ 事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献

施策担当課	再開発担当	関係課	環境課、住宅課				評価 (S~D)	S
成果目標	事業者に対し、省エネルギー・省資源型、地域貢献施設の整備など、区が積極的に誘導することにより、暮らしやすく良好な環境が整備されている							
活動指標	26(当初)	29(目標)	27(実績)	28(実績)	29(予測)	達成状況		
生活に便利な施設の数 (港区開発事業に係る定住促進指導要綱に基づく、スーパー、保育所等)	60施設	84施設	71施設	86施設	101施設	達成		
活動指標の説明、達成状況に関する特記事項	「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」の中で、良質な住宅や生活に便利な施設等の設置を要請しています。生活に便利な施設を設置した施設数の目標値は、達成しました。主に防災施設が多く、他にスーパーや医療施設、喫煙所、シェアサイクル等が見受けられます。昨年、保育所やサービス付き高齢者向け住宅などを重視した要綱に改正したことで今後の生活に便利な施設用途に期待します。							
No.	施策の推進のため取り組んでいる事業							
1)	実効性のある環境アセスメントの構築						環境課	
	達成状況	大規模建築物等の整備にあたっては、事業計画段階から周辺環境への影響を最小限にするための様々な工夫や取組等について、アセスメント調査段階で予測を評価、検証するとともに指導しました。						
	課題	環境影響調査制度では、建設工事中に事後調査報告書（工事中）が提出されます。しかし、実際の施工段階では、環境影響調査書で予測した内容と異なる（特に予測より悪化傾向）点があるものの、現在、それらに対する検証などの仕組みがありません。						
2)	生活に便利な施設等の設置の協力要請						住宅課	
	達成状況	「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」の中で、良質な住宅や生活に便利な施設等の設置を要請しています。						
	課題	「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」に基づき全ての物件に対して協議していますが、良質な住宅の設置の需要が多い状況です。今後は、生活に便利な施設等のあり方について検討する必要があります。						
3)	良好なコミュニティ形成への協力要請						再開発担当	
	達成状況	再開発事業においては、周辺地区及び事業地区内での新旧住民間の良好なコミュニティ形成を図るため、防災訓練や文化的活動などを通じた地域コミュニティ活動への参加を促進するよう再開発組合へ要請しており、これらの経緯を踏まえ管理組合では具体的な取組みを実施しています。						
	課題	開発される用途が業務・商業系の場合には、事業完了後においても計画当初から関与する事業者が継続して積極的に活動を支援していきますが、住宅系の場合には事業完了時点で撤退するため活動の継続性が課題となります。						